所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費（Ⅰ）について

平成２４年４月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、下記の条件を満たした場合において評価されることになりました。

当施設では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況をホームページにて報告いたします。

◇算定条件

①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する７日間を限度とし、月１回に限り算定するものであって、１月に連続しない１日を７回算定することは認められないものであること。

②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。

③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ　肺炎

ロ　尿路感染症

ハ　帯状疱疹

ニ　蜂窩織炎

④肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

⑤算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑥当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

介護老人保健施設　安寧の郷

所定疾患施設療養費算定状況

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

診断名＼月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月
尿路感染	人数	2	5	1	4	2	1	2	2	2	6	5	2
	治療日数	10	25	5	22	12	5	10	10	10	30	31	12
肺炎	人数									1			
	治療日数									7			
帯状疱疹	人数	2				1		1					
	治療日数	12				7		7					
蜂窩織炎	人数				3	1							
	治療日数				25	7							
慢性心不全の憎悪	人数												
	治療日数												